

2020年6月25日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「ファンド・マネジャー（国内債券）」約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「ファンド・マネジャー（国内債券）」につきまして、下記のとおり当該ファンドが投資対象とするマザーファンドの変更（入替）にかかる約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更後も当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

ファンド・マネジャー（国内債券）

2. 変更内容

- ①当該ファンドが投資対象とするマザーファンドの追加
国内債券インデックスマザーファンド
- ②当該ファンドが投資対象とするマザーファンドの削除
日本債券インデックスマザーファンド

3. 変更理由

「日本債券インデックスマザーファンド」には、国内債券市場が下落した場合などに債券の組入比率を引下げる（以下、ロスカット機能といいます。）ことがあるベビーファンドとロスカット機能を有さないベビーファンドが投資しているため、債券の組入比率を引下げる場合には、他のベビーファンドへの影響を考慮しつつ保有債券を売却する必要があります。

そのため、ロスカット機能があるベビーファンドのみが投資する「国内債券インデックスマザーファンド」に入替えを行い、ラップ口座において当該ファンドを売却する場合の迅速な債券売却をめざすものです。

4. 約款変更日

- ①2020年6月25日（投資対象とするマザーファンドの追加）
- ②2020年12月25日（投資対象とするマザーファンドの削除）

以上

- ・ 本お知らせに関するお問い合わせ
三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034
【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】
- ・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

約款変更新旧対照表

ファンド・マネジャー（国内債券）

変更後（新）	変更前（旧）
<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>日本債券インデックスマザーファンド受益証券および国内債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①日本債券インデックスマザーファンド受益証券および国内債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>②（略）</p> <p>③ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、日本債券インデックスマザーファンドおよび国内債券インデックスマザーファンドにおける公社債の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超える場合があります。</p> <p>（以下、略）</p>	<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>②（略）</p> <p>③ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、日本債券インデックスマザーファンドにおける公社債の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超える場合があります。</p> <p>（以下、略）</p>
<p>（投資の対象とする有価証券等）</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする日本債券インデックスマザーファンドおよび国内債券インデックスマザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>（投資の対象とする有価証券等）</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする日本債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。</p> <p>（以下、略）</p>

約款変更新旧対照表

ファンド・マネジャー（国内債券）

変更後（新）	変更前（旧）
<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 国内債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①国内債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>②（略）</p> <p>③ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、国内債券インデックスマザーファンドにおける公社債の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超える場合があります。</p> <p>（以下、略）</p>	<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 <u>日本債券インデックスマザーファンド受益証券および国内債券インデックスマザーファンド受益証券</u>を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①<u>日本債券インデックスマザーファンド受益証券および国内債券インデックスマザーファンド受益証券</u>を主要投資対象とします。</p> <p>②（略）</p> <p>③ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、<u>日本債券インデックスマザーファンドおよび国内債券インデックスマザーファンド</u>における公社債の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超える場合があります。</p> <p>（以下、略）</p>
<p>（投資の対象とする有価証券等）</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする国内債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>（投資の対象とする有価証券等）</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする<u>日本債券インデックスマザーファンドおよび国内債券インデックスマザーファンド</u>（以下<u>これらを総称して「マザーファンド」といいます。</u>）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。</p> <p>（以下、略）</p>